

郵政産業
ユニオン

さつぽろ

2013年
4月 7日
No.13
発行
郵政産業
ユニオン
札幌支部
発行責任者
川守田英男

雇い止め撤回団体交渉に応じよ 道労働委員会が日本郵便に命令！

北海道労働委員会は26日、日本郵便(株)が雇い止め撤回団体交渉を拒否するのは不当労働行為と認定し、「交渉に応じなければならぬ」との命令を出しました。**団交拒否は不当**

苫小牧郵便局の期間雇用社員3人が雇止めされ、郵政産業ユニオン苫小牧支部が雇い止めを撤回するよう団体交渉を申し入れましたが、郵便局側は「労働協約事項にない」として拒否。苫小牧支部と道本部が、「団体交渉に応じないのは不当だ」として、救済を北海道労働委員会に申し立てしていたものです。

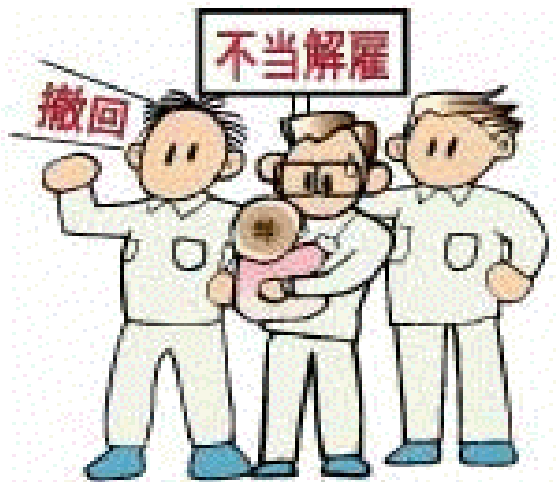


労働協約は理由にならず

道労働委員会は、雇い止めのよいうな「個別的人事権の行使に関する事項」は団体交渉事項として確立している。憲法28条・労組法7条の主旨からしても、「たとえ労働協約など労使の合意」があっても拒否できないと断定しました。

法律違反は重大

これで日本郵便(株)は「労働協約」を盾に、雇い止め撤回の団体交渉を拒否できなくなりました。ただちに交渉に応じるべきです。準司法機関である「労働委員会」が、日本郵便が憲法・労組法に違反する「不当労働行為」を犯していると認定したことは重大です。労働委員会が救済命令は交付日から効力が発生し、「不服申し立」をしても履行する義務があります。命令の履行拒否はできません。日本郵便(株)は政府百%出資の会社であり、法令を率先して順守すべきです。



今この時期は「三寒四温」と表される。寒い日が三日くらい続くと、そのあとに比較的温暖かい日が四日続くという意味▼今年の札幌はその「寒」が氷点下になり「温」も一〇度に届かず、全体的に低い。積雪はまだ五〇センチをゆうにこえる。本州は桜の開花が例年になく早く、五〇年代には北極海沿岸が森林になるなどと、地球温暖化が叫ばれる中、北海道はどうしたことか▼我が家のまわりも雪の山。スイセン・フクジュソウは目をふくどころではなく、じつと雪の重さに耐えている。四月中旬には雪が消え、五月五日にはサクラの開花が予想されているが信じがたい▼山の様子はどうなのだろう。今年山菜採りを再開しようと目ろんでいる。まずは山菜の王者、ギョウジャニンニク。あの香り・歯ごたえ・食感はこのとえられない。次にササタケノコ・ウド・フキ等々▼アラ還ゆえ、年々体力の減退は否めない。あと何年山菜に会いに行けるだろうか。まずはギョウジャニンニクで体力をつけよう。

定年退職
おめでと〜



北4条西4日興ビルB1

然
YAKITORI-ODEN

やきとり
おでん

午後6時より
4月13日

工藤・福家両氏の
定年退職を祝う会

日本郵便・日本郵便苫小牧郵便局不当労働行為事件 (平成23年道委不第21号) 命令書

1 当事者

- (1) 申立人郵政産業労働者ユニオン苫小牧支部 (以下「組合苫小牧支部」という。)
申立人郵政産業労働者ユニオン北海道地方本部 (以下「組合道地本」という。)
(2) 被申立人日本郵便株式会社 (以下「承継会社」という。)
被申立人日本郵便株式会社苫小牧郵便局 (以下「承継会社苫小牧郵便局」という。)

3 命令主文

- 被申立人日本郵便株式会社は、申立人郵政産業労働者ユニオン苫小牧支部から、平成23年8月29日付けで申入れのあった組合員の雇止め撤回を議題とする団体交渉に応じなければならない。
- 被申立人日本郵便株式会社は、第1項記載の団体交渉を拒否することにより、申立人郵政産業労働者ユニオン苫小牧支部の運営に支配介入してはならない。
- 被申立人日本郵便株式会社は、申立人郵政産業労働者ユニオン北海道地方本部から、平成24年2月29日付けで申入れのあった組合員の雇止め撤回を議題とする団体交渉に応じなければならない。
- 被申立人日本郵便株式会社は、第3項記載の団体交渉を拒否することにより、申立人郵政産業労働者ユニオン北海道地方本部の運営に支配介入してはならない。
- 被申立人日本郵便株式会社は、次の内容の文書を、縦1メートル、横1.5メートルの白紙にかい書で明瞭に記載し、被申立人日本郵便株式会社が設置する苫小牧郵便局の従業員出入口の見やすい場所に、本命令書写し交付の日から7日以内に掲示し、10日間掲示を継続しなければならない。
- 申立人郵政産業労働者ユニオン苫小牧支部の被申立人日本郵便株式会社苫小牧郵便局に対する申立てを却下する。
(北海道労働委員会ホームページより)